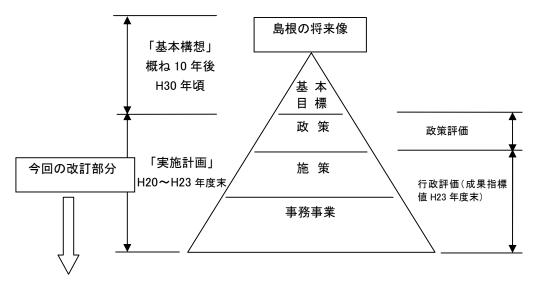
「島根総合発展計画」 第2次実施計画の策定の考え方

1. 計画策定の趣旨

平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」は、概ね10年後の将来像を示した「基本構想」と平成23年度末を目標年次とした「実施計画」で構成している。今年度末に「実施計画」の計画期間が終了することから、今般の社会情勢の変化や県政の課題を踏まえるとともに、幅広く県民の意見を聴取し、「第2次実施計画」を今年度内を目標に策定する。

2. 現行計画の構成と計画年次



3. 第2次実施計画の策定方針

- ・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて、政策の枠組み、成果指標等について見直しを行う。
- ·計画期間:平成24~平成27年度(4年間)
- ・なお、実施計画の基本構成は、現計画と同じとする。

<参 考>

- 1)政 策・・・基本目標の実現を目的とした行政活動の方向を示すもの
- 2) 施 策・・・政策を実現するための具体的方策
- 3) 事務事業・・・施策を実現するための手段

4. 計画策定への県民参画

実施計画の改定にあたっては、県民の意見を反映させ、県民、企業、NPO等との協働を推進して行くため、議論への参加を促すとともに、広く意見聴取を行う。

- ◇ パブリックコメント
- ◇ 地域広聴会

5. 策定スケジュール(案)

・10月28日 : **第1回審議会・・・**諮問

・11月下旬:第2回審議会・・・「第2次実施計画(素案)」(基本的事項)

・12月上旬~:パブリック・コメント、地域広聴会

・1月下旬~2月上旬:第3回審議会・・・「第2次実施計画(案)」

・3月中下旬 : 第4回審議会・・・答申

:「第2次実施計画」決定、公表

島根総合発展計画とは・・・

<u>島根</u>の可能性と活力を最大限に引き出し、全体が連携し調和を図りながら<u>総合</u>的な<u>発展</u>を目指す<u>計画</u>です。

県の行政運営の方針としてだけでなく広く県民の皆様が 目標を共有できる計画

島根の将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、 県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

目指すべき将来像に向けて県民の総力を結集して取り組む3つの基本目標

基本目標 I 活力あるしまね

活発な産業活動が展開され、若者が活き活きと働き、 国内外から多くの人が訪れる、活力ある社会を目指します。

基本目標 II 安心して暮らせるしまね

県民誰もが、生涯にわた り安心して生活を送ること ができる社会を目指しま す。

基本目標Ⅲ 心豊かなしまね

地域を愛し、次代を担う 心豊かな人材を育成すると ともに、県民が心豊かで生 きがいのある人生を実感で きる社会を目指します。

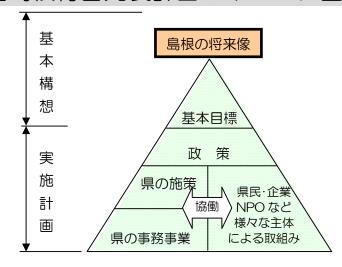
【計画の構成と期間】

基本構想と実施計画の2層構成

基本構想:平成20~概ね 平成30年頃

実施計画:平成20~平成23年度(4年間)

【島根総合発展計画のイメージ図】



市町村との緊密な協調・連携のも と、島根の総力を結集して、将来像 の実現を目指します。

政策:基本目標を実現するための手段 県のみならず、県民、企業、NPO など様々な主体が取り組むもの

施策:政策を実現するための手段 主として県が主体となって実施す

るもの

計画の体系

∼ 基本目標:3本 - 政策:15本 - 施策:66本 ~

基本目標 I. 活力あるしまね

1. ものづくり・IT 産業の振興

- 1.県内企業の経営・技術革新の支援
- 2.ソフト系 IT 産業の振興
- 3.新産業・新事業の創出
- 4.企業誘致の推進

2. 自然が育む資源を活かした産業の振興

- 1.売れる農林水産品・加工品づくり
- 2.県産品の販路開拓・拡大の支援
- 3.農林水産業の担い手の確保・育成

3. 観光の振興

- 1.広域観光の推進
- 2.観光交流ビジネス化の支援

4. 中小企業の振興

- 1.特色ある技術・材料を活かした取組みの促進
- 2.経営安定化の支援
- 3.商業の振興

5. 雇用・定住の促進

- 1 産業人材の育成
- 2.雇用・就業の促進
- 3.就業環境の整備
- 4.U・Iターンの促進

6. 産業基盤の維持・整備

- 1.情報通信基盤の整備促進
- 2.高速道路網の整備
- 3.航空路線の維持・充実
- 4.空港・港湾の維持・整備

基本目標Ⅱ. 安心して暮らせるしまね

1. 安全対策の推進

- 1 危機管理体制の充実・強化
- 2.消防防災対策の推進
- 3.原子力安全・防災対策の充実
- 4.治安対策の推進
- 5.交通安全対策の推進
- 6.消費者対策の推進
- 7.災害に強い県土づくり
- 8.食の安全の確保

2. 健康づくりと福祉の充実

- 1.健康づくりの推進
- 2.地域福祉の推進
- 3.高齢者福祉の推進
- 4.障害者の自立支援
- 5.生活衛生の充実
- 6.生活援護の確保

3. 医療の確保

- 1.医療機能の確保
- 2.県立病院における良質な医療提供
- 3.医療従事者の養成・確保

4. 子育て支援の充実

- 1.子育て環境の充実
- 2.子育て福祉の充実
- 3.母子保健の推進

5. 生活基盤の維持・確保

- 1.道路網の整備と維持管理
- 2.地域生活交通の確保
- 3.IT 活用の推進
- 4.都市・農山漁村空間の保全・整備
- 5.居住環境づくり
- 6.地域コミュニティの維持・再生

基本目標Ⅲ. 心豊かなしまね

1. 教育の充実

- 1.学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
- 2.発達段階に応じた教育の振興
- 3.青少年の健全な育成の推進
- 4.高等教育の充実

2. 多彩な県民活動の推進

- 1. 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
- 2.スポーツの振興
- 3.芸術・文化の振興

3. 人権の尊重と相互理解の推進

- 1.人権施策の推進
- 2.男女共同参画の推進
- 3.国際化と多文化共生の推進

4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用

- 1.多様な自然の保全
- 2.自然とのふれあいの推進
- 3.景観の保全と創造
- 4.文化財の保存・継承と活用
- 5.環境保全の推進

計画の推進に向けた県の基本姿勢

- 1.県民の総力を結集できる行政の推進
- 2.市町村とのパートナーシップの構築
- 3.財政健全化に向けた改革の推進
- 4.迅速に活動できる組織の運営
- 5.政策推進システムの充実